

# 紀 要

## 第10号

— 目 次 —

序	
縄文時代石器研究の方法論序説	(鈴木 康 二)
弥生社会からみた独鈷石	(田 井 中 洋 介)
犬上川左岸扇状地における考古学的研究	(近江歴史クラブ)
犬上川左岸扇状地における須恵器編年試案	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地の古墳群について	(北 原 治)
近江における階段式石室の検討	(堀 真 人)
犬上川左岸扇状地における無袖式横穴式石室	(辻 川 哲 朗)
古墳時代後期から終末期にかけての土壙墓の問題点	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地の古墳にみられる習俗の研究	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地における馬具副葬土壙墓について	(山 中 由 紀 子)
犬上川左岸扇状地における古墳出土の土器様相について	(中 村 智 孝)
犬上川左岸扇状地周辺の生産と流通の概観	(畑 中 英 二)
東大寺水沼荘の開発	(神 保 忠 宏・畑 中 英 二)
「湖東系軒丸瓦」に関する基礎的考察	(重 岡 卓)
古代王権論にむけて	(細 川 修 平)
日野町出土の瓦器碗をめぐって	(土 垣 幸 徳)
滋賀県伊香郡高月町井口集落周辺の水利と環境	
井口城とその立地	(神 保 忠 宏)
水と環境教育	(佐 野 静 代)

1997. 3

(財)滋賀県文化財保護協会

# 犬上川左岸扇状地における須恵器編年試案

—古墳時代後期から終末期を中心に—

畑 中 英 二

須恵器の編年は横山浩一氏（文献188）や樋口隆康氏（文献168）による研究、現在に直接つながる基点として大阪府陶邑古窯址群の資料を用いた森浩一氏（文献181）、田辺昭三氏（文献142）、中村浩氏（文献98）による研究が知られ広く用いられている。広域編年の基準として陶邑古窯址群の資料のもつ価値は計り知れないものであるといわれながらも、地域毎に資料を取り扱う際の不都合さ（端的にいうと陶邑編年との矛盾、齟齬）が語られることがある。その現象の一つの解消策として矛盾や齟齬を「地域色」の発現という理解の中でそれらの矛盾や齟齬を理解しようとするものがある（文献167）。しかし、それは根本的な解決には至らず、問題を更に複雑化させている可能性がある。実際、陶邑古窯址群の中での地域間（地点間）の同時期における様相差が指摘されているにもかかわらずそれらが活かされていないという点があるからである。

陶邑古窯址群は確かに数多くの窯跡が存在し大和王権との関りも指摘されている点もあってか、注目されることが多く、研究をリードしてきた部分も大きかった。しかし、現実問題として編年研究において矛盾や齟齬が生じている現状がある以上、クロスチェックする研究も無駄ではないと考えるところに本稿の意義がある。また、今回の共同研究の時間軸の設定は本稿によるものである。

## 1. 編年の方法

従来から説かれている遺物の編年の方法は主として型式学的研究（文献189）、層位学的研究（文献103）を用いて進められてきた。しかし、現実的な問題として、遺物の前後関係が層位的に把握された事例は型式学的研究に比べると非常に少ない。また、遺物の編年研究において最も有効な資料が「一括遺物」であるという認識もある。これについても実際の取り扱いの方法や、何を以って一括遺物と認識するのかという問題もあり、研究者間に幾つかの理解の方法が見られる。ともあれ、現在の日本の考古学

研究の上では型式学的検討が優位を占めていることはいうまでもない。

以上の現状を踏まえて、ここでは出土状況にまとまりのある遺物（所謂「一括遺物」）を中心に、出土遺物（土器）群を幾つかのグループに分類することとしたい。ここで対象とする土器群は、主として横穴式石室などからなる墳墓や堅穴建物から出土したものを取り扱っている。これらの資料は、一般的に層位的な検討が不可能な事例が多いことから、個々の遺物の属性が近似或いは類似するものを一つのまとまりとして捉えて、それらのまとまりを基本として繰り返しが多いものを群として見出したい。そして、個々の土器の内容の近似或いは類似するグループは、一つのまとまりある組成として或る時間を共有するものとして捉えることとしたい。その結果大きなグループを幾つか見出すことができることとなるが、グループ間の（時間的な）関係については主として型式学的な検討から理解を試みることとなる。指標とするものは（先行研究においても主体的に用いられているが）出土量の最も多い小型の供膳具である杯類とすることとしたい。また、実年代については直接的にアプローチする資料がないが、他地域との編年案との併行関係については問題点の抽出と今後の課題の項で触れ、そこから実年代にクロスチェックし得る資料のとの対応関係についてふれてみたい。

## 2. 編年試案の提示

古墳時代後期（6世紀代）と考えられる遺物（土器）は集落遺跡からの出土はない。それは、集落遺跡の存在が現状では確認できない（若しくは存在しない）ことによる。必然的に古墳出土の遺物（土器）群を対象とせざるをえない。ここで対象となる古墳は幾つかの事例を除いて何れもが横穴系の石室を持つものであることから、追葬等の可能性を考慮すると、厳密には一般的に説かれる資料の「一括性」は望めないこととなる。しかし、現在説かれている一

括遺物概念の用いられ方は多少恣意性が強すぎはしないだろうか。そこで甲良町域出土の資料をそれぞれの古墳毎にまとまりとして捉えることを基礎としたい。また、集落出土の遺物については竪穴建物出土のものに限定して編年試案を提示したい。

#### (1)土器群の認識

まず、編年案を提示する為に、土器群の認識をしなければならない。前述のように小型供膳具を対象に大掴みなグルーピングを試みよう。

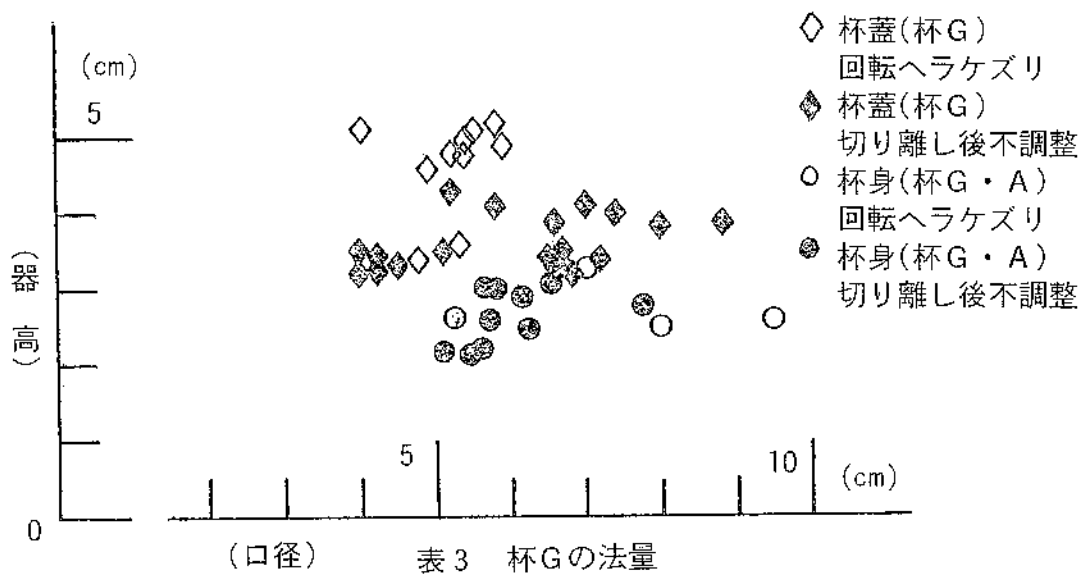
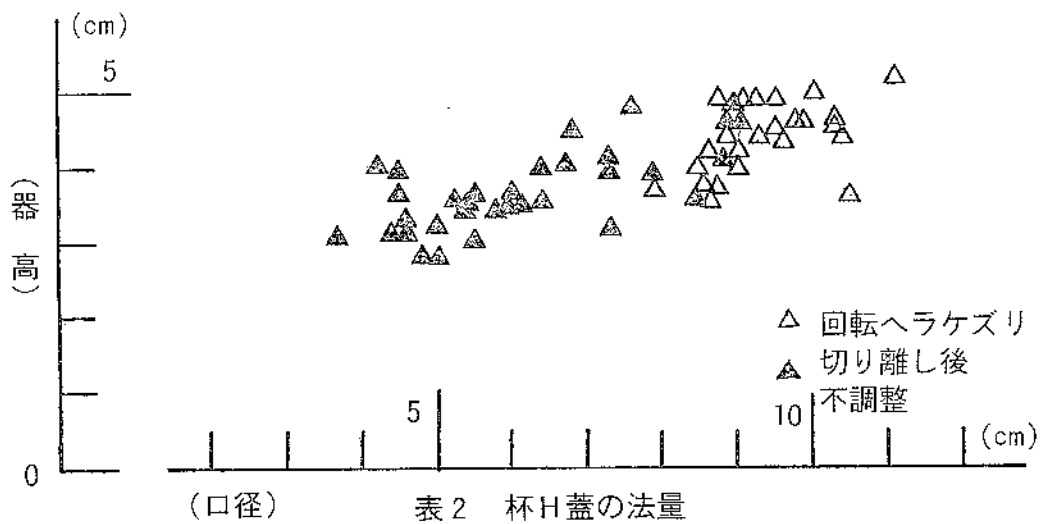
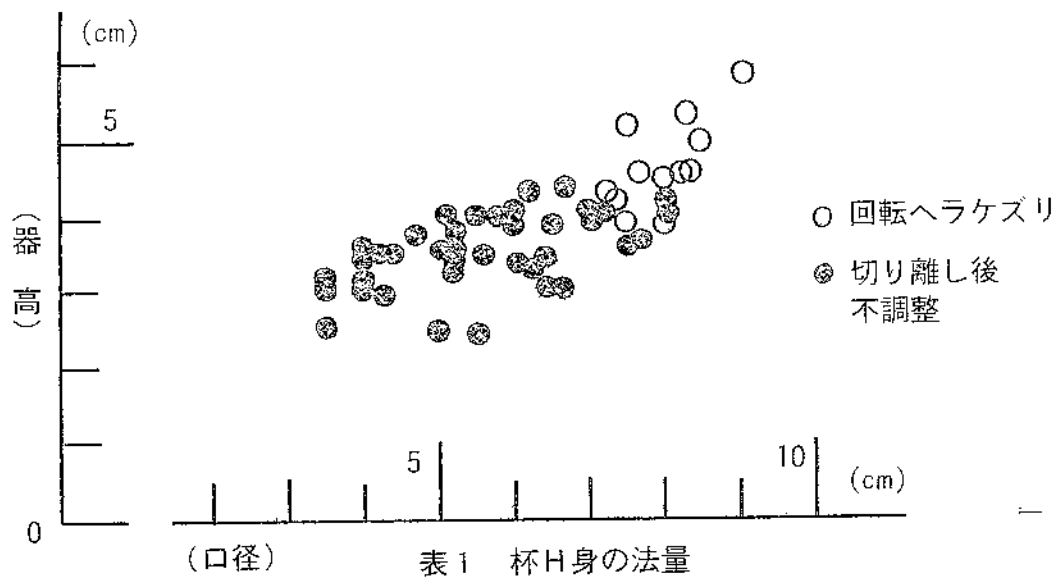
まずは、須恵器杯Hの法量と調整方法に焦点をあて、表にしたものを見てみよう。法量については、口径（＝杯身の場合は立上がり径）を横軸に、器高を縦軸に個々の個体のデータを集積したものが表1・2である。形態を見れば理解できるが、これらの杯身・蓋は本来セットで使用・焼成されることが一般的で、杯身の立上がり径より杯蓋の口径の方が一回り大きいことも当然のことながら理解でき、表1・2も概ねそういった状況を反映しているだろう。これを見る限りにおいては、大まかなあり方を把握することは可能である。口径と器高の比率が概ね同一で法量の大きいものから小さいものまでが分散しているとみることができる。これは研究史の中においては、法量による時期差の設定がなされ、任意に幾つかの群が形成されるとするものである。しかし、そこで行なわれる作業は、恣意的なものに陥る可能性を十分に持っていることを留意したい。

まず、杯Hの天井部或いは底部の調整方法と法量の関係についてみることにしたい。杯蓋の天井部の調整方法をみると12.9cm以上のものに回転ヘラケズリが確認できる。一方、天井部の切り離し後不調整のものは14.0cm以下のものに見られる。つまり、12.9～14.0cmのものは両者が混在しているといえる。杯身の調整方法を見ると12.2cm以上のものに底部の回転ヘラケズリがみられる。一方、底部の切り離し後不調整のものは14.1cm以下のものに見られる。つまり、12.2～14.1cmのものは両者が混在しているといえる。これらの点は杯蓋の口径が杯身の立上がり径より一回り大きいことを勘案すると大きな矛盾はない。若干の不確定領域を持つものの、法量と調整方法は概ね対応すると思われる。以上を大まかに捉えると杯蓋の口径が12.9cm以上、杯身

の立上がり径が12.2cm以上のものには底部或いは天井部に回転ヘラケズリを施されるものが一般的であるといえるだろう。底部或いは天井部に回転ヘラケズリを施す須恵器の供膳具の製作技法は、底部或いは天井部を回転台から切り離し、半乾燥後に回転ヘラケズリを施すという流れで理解できることから、切り離し後不調整のものは技法の省略であると捉えられるものである。技術の発展を考えるか、技術の省略を考えるかで方向性は正反対になるものであるが、表1・2に表現されているような法量の多様性と法量に対応する調整方法の限定性は時間軸上における共存性を問うべき点であろう。

この点についての事例の検索を試みよう。これらの調整方法の両者が共存している事例は甲良町金屋古墳（文献48）、甲良町北落古墳群S X9404（文献29）、甲良町小川原遺跡SK1（文献32）が挙げられるが、前2者は色調や焼成状況から生産の場においては共存していない可能性が高いものと、出土地点が異なることから共存の厳密性を問うことが困難であることが指摘できるが、後者は土壙墓の資料であるが前述の不確定領域とした範疇に入る資料であるから大きな矛盾は生じていないと理解できる。つまり、調整方法の差異はグルーピングにあたっての有効な指標となるものであると判断できるのである。次いで、天井部或いは底部に回転ヘラケズリの施されている杯身・蓋の法量から見た細分を試みよう。杯蓋については口径14.0cm代のものを中心に、杯身については立上がり径13.0cmを中心に分布していることが理解できる。資料としては甲良町塚原古墳群土坑2（文献38）の資料にみられるように、これらの一群から一回り大きなものが一括して出土している事例がある。形態的にも差異を指摘することは不可能ではない。消極的な根拠ではあるが、可能性として分類できるものと判断しておきたい。

更に、天井部或いは底部が切り離し後不調整の杯身・蓋の法量から見た細分を試みよう。杯蓋については口径8.7～14.0cmのもの、杯身については立上がり径8.5～14.1cmのものがそれに該当するが、これらの土器群には幾つかのピークが存在するものと思われるものの、資料数が（当初想定していたより少なく）限定されていることによるのか、若しくは



5mm単位の法量による分類が当該期の土器群を取り扱うにあたっての構成原理にはならないという可能性がある。これらについては、共伴する土器に着目することによって細分類を試みよう。ここでは、宝珠つまみのつく蓋と無台付身からなる杯Gのセットとの共伴関係の確認できる事例に注目したい。なお、杯Gについては前述のどちらかが伴っていればよいとする。資料としては、甲良町塚原古墳群B5号墳（文献39）、甲良町金屋古墳群4号墳（文献47）、甲良町下之郷遺跡SH70（文献3）、同遺跡SH74（文献3）、杯Hではないが、有蓋高杯の伴うものとして甲良町栗林古墳（文献50）を挙げることが出来る。窯跡資料としての秦荘町高坪山古窯（文献76）の資料もこれに該当する。これらの資料に伴う杯Hの立上がり径は最大のもので下之郷遺跡SH70出土の10.2cmのもの（有蓋高杯では10.9cmが最大）で10cmを切るものが大半となっている。器種の選択は葬送習俗に関する可能性があり、或る土器群に含まれないからといって共存していないとは限らないが、一つの傾向を示すものとして注目したい。これらのように10cm代を中心とする杯Hと杯Gが共伴する事例は前述のように6例を数えるが、杯Gを共伴しない事例は3例を数える。統計的に妥当性を得ることのできる数量に満ちてはいないが、あくまでも見通しとして立上がり径10cm代を中心とする杯Hは杯Gを伴う可能性が高いと判断しておきたい。法量の大小（ここでは杯Hの立上がり径を10cmを中心としそれ以下のものに顕著に見られる）によって組成が異なる（杯Gを伴う）可能性を想定させるものである。ただ、立上がり径が10cm代以下のものであっても杯Gを伴わない事例があること、また、立上がり径が10cm代以上の杯Hを共伴する事例があることから、従来から指摘されている様な一方向的な法量縮小が貫徹し、この属性が変遷の構成原理となっているとはいえない。また、杯Gについては、量的には恵まれないものの、蓋のかえり・つまみを中心に形態変化が確認でき、身については底部調整の有無が確認でき、分類することは可能である。しかし、共伴遺物の様相が明らかではないものが多く、傾向を見出すことは困難である。ただ、時間的な前後関係が明確に存在するのかどうかはともかく、こ

れら2者の比較から「退化傾向」を見出すことは容易である。

また、高杯については有蓋高杯、無蓋高杯の何れも口径（立ち上がり径）の縮小は器高の低下に対応する。口径（立ち上がり径）の縮小化傾向は前述の杯Hの分布傾向をみると、それぞれの法量のまとまりのある一群が、一つの群を構成し、それぞれは重複しない可能性が高く、高杯自体も同様の在り方を示しているとするならば、個々の群は重複しない可能性を指摘できる。これらの高杯の共伴遺物についてみると、杯Hのそれぞれの群にほぼ対応することが確認でき、杯Hに脚が付されたものという認識をしておきたい。

#### （小結）

杯H身・蓋の調整方法（底部・天井部外面の回転ヘラケズリの有無）からみて、大きく2つに分類することができる。この調整方法の差異は、法量の大小（見た目）にも大きく関連することが理解できた。古墳や竪穴建物といった出土遺物のまとまりからもこの状況は傍証しうるものである。

ここで2つに分類し得た杯Hは、更に細かく分類することが可能である。天井部・底部外面に回転ヘラケズリを施している一群の中には、形態・法量の点から塚原古墳群土坑2一折出土遺物のみを独立させることが出来るかもしれない。ただ、出土量が少ないこと等を考え併せると、ここでは可能性を指摘するに留まるものではあるかもしれない。この点については今後の事例の増加に期待しつつ、暫定的に独立した一群として取り扱っておきたい。

また、底部・天井部外面に回転ヘラケズリを施さない一群についても大きく2つに細分することが出来る。法量（杯H身の立上がり径）からみると、暫移的に8cm代のものから12cm代のものまでを中心に分布しており、そこからの細分は困難である。しかし、共伴する杯Gに着目すると、杯H身の立上がり径10cm代以下のものにのみ伴う傾向がある。つまり、杯Hについては法量縮小傾向が指摘されているが、これらの資料をみる限りにおいては法量に幅を持ちながら暫移的に縮小していく傾向があるといえ、必ずしも一方向的に縮小していくものではないといえる。

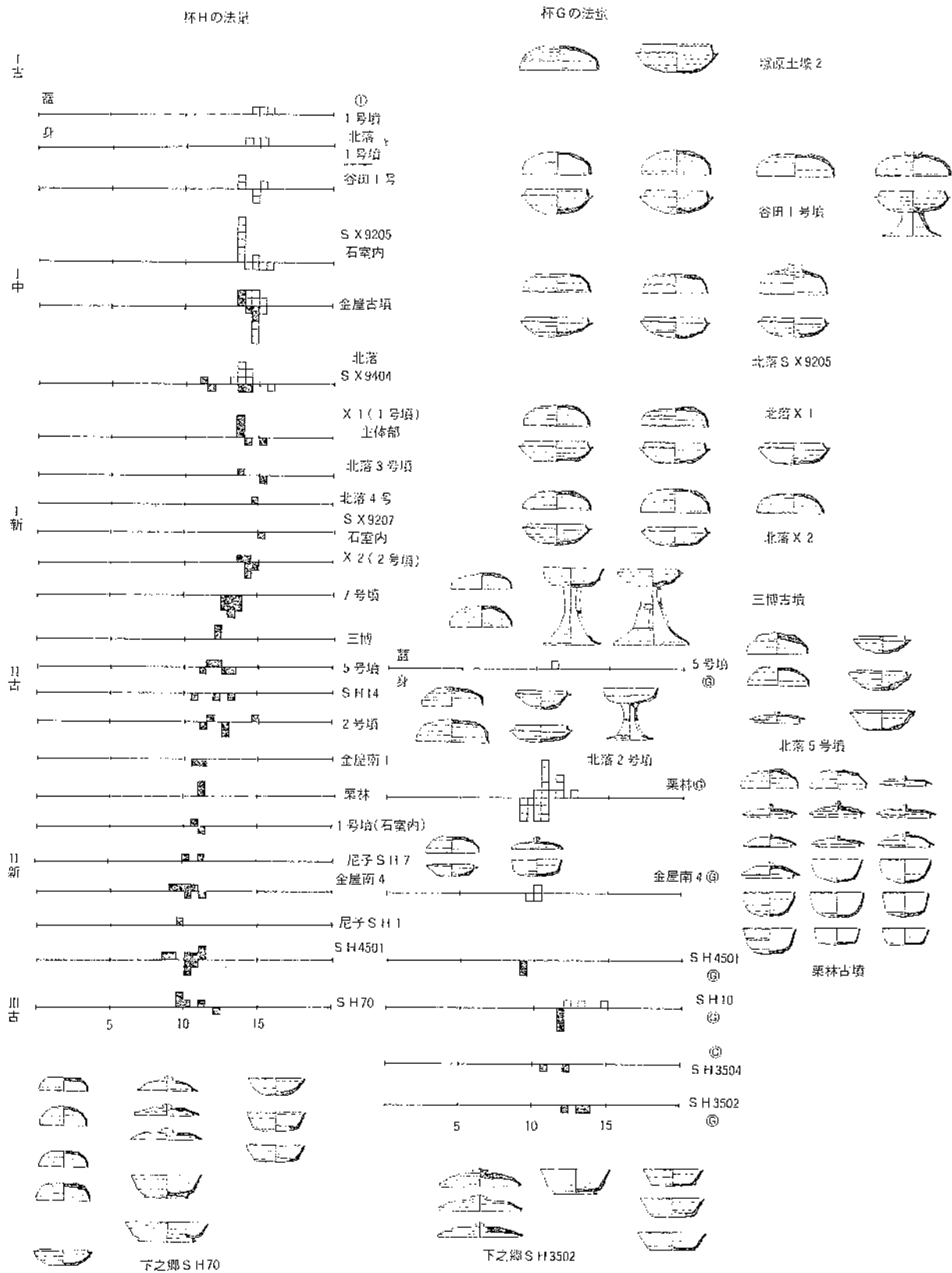


図 1. 左上川左岸地域の須恵器の変遷

## (2)編年試案の提示

以上の全体像の認識を踏まえて、法量・調整・形態の要素を加えて、編年試案を提示したい。ここでは、出土のまとまりを重視し、組列を構成することとしよう(図1を参照)。

(第1段階)“段階”として認識したものは、巨視的には、個体差を内包しつつも組成の共通性が見出せる一群である。杯Hの法量と形態、調整方法の属性を加味した示した図1を見ると、各遺構出土の土器群は、同一器形であっても5mm階級の口径のヒストグラムにおいて、数cmのばらつきを持っていることがわかる。この点を以て従来は“一器種一法量”概念を用いて、数型式にわたるものであると理解し追葬などと捉えることが一般的であったが、この作業結果を見る限りにおいては、出土状況からみて、追葬は無かったと捉えられる資料においても、数cmのばらつきを持って構成されているといえ、むしろ資料実態からは“一器種一法量”は肯定的に捉えることは困難であると考えられる。この点については何れの段階の資料についても同様である。

こういった理解に立ち、出土のあり方(本来性)を重視して配置したヒストグラムをみると、段階設定が従來說かれていた様に、大きく転換するものではなく、徐々にシフトしていく様相がうかがわれる。ただし、ここで設定し得るものは、概念として的一般変化の方法性を示すものであって、時間を直接的に表現しているものではない。つまり、組成や個体差を包括するまとまりのある一群を“段階”とし、段階間若しくは段階内での変化方法性を“相”として捉えたものである。II段階については検討の余地があり、古相と新相にしか認識し得なかったのは、資料群の捉え方に誤りがある可能性があり、変化の方法の把握そのものに問題は無い様に思われるが段階設定について今後再検討する必要がある。

量的に最も多く出土する杯類をみると、I段階は杯Hが主体になるもの、II段階は、杯Hは主体的にあるものの、杯G・Bが供併するものであると捉え、III段階は全く異なる組成で構成されるものとして捉えることが出来る。II段階の杯Hは形態的に2群に認識することが可能であるが、供併する杯Gの形態からも同様の点が指摘出来、時間のまとまりを

表現している可能性がある。また、ここで指摘しておきたいのは、II段階新相には、杯Bが伴う事例は一例も無いが、杯H・Gの個体の観察からは、むしろ定型的な杯Bが出現している段階とみて大過無いと思われる。

以上の段階設定は出土状況などの点を加味する必要から、既報告のものには限定していることから、未報告分等も加えて再構成する必要がある点を明示しておく。

加えて、ここで行った編年試案の提示があくまでも消費の場における在り方を元に構成したものである。加えて、墳墓関係の資料と住居関係の資料という、異なる使用方法がなされている可能性のある資料を一律に用いている点に問題がある。大きな矛盾はないと思われるのであるが、消費地での資料から構成された編年案と、生産地での資料から構成された編年案とが齟齬をきたす事例が見受けられる。生産地において、同時期ではあるものの異なる器種を集中的に生産している地点が複数存在している場合、大きな変化の方向性を見出すことによって時間軸上に前後関係を以って位置付けることがある。しかし、こういった同時性の問題点は、消費の場におけるの検証が可能である。代表的な事例としては愛知県猿投山西南麓古窯址群の編年案と京都府平安京跡の編年案の関係を挙げることが出来るだろう。ともあれ、本論のように墳墓関係、住居関係という異なる使用方法がなされている可能性を持つ資料を一律に用いての編年試案の提示は、検証が欠落しているともしえる。ここでは、犬上川左岸扇状地に場を限定した為に、生産地資料に乏しく秦荘町高坪山窯跡を除いて提示することができず、当編年試案の妥当性は未だ保証されていない。この点については、資料の増加を待ちつつ、今後の課題としておきたい。

## 3. ここでの結び

### 一問題点の抽出と今後の課題一

以上に提示した編年試案が他地域の編年案と比較してどの様に位置付けられるのか、という点についてふれてみたい。なお、以上で提示した編年試案は犬上川編年と仮称する。

(1)和泉陶邑古窯址群編年(田辺編年)(文献142)

犬上川編年で第Ⅰ段階としたものは概ね田辺編年のⅡ期に該当するものであろう。ただ、田辺編年ではⅡ期をTK47→MT15→TK10→TK43→TK209へと変遷するという5小期に分類されているが、ここでは古・中・新の三相に分類するに留まった（尤もTK47型式期に対応する資料が存在しなかったことは挙げられるが）。更に最も問題となるのが、ここで犬上川編年Ⅰ段階新相としたものの位置付けであろう。杯Hの底部（天井部）の調整方法や法量からみると、これら犬上川編年Ⅰ段階新相はTK209型式よりも後出する要素を持っている。つまり、（概念としての）TK217型式に包括される内容を持っているのである。

また、犬上川編年第Ⅱ段階としたものは田辺編年のⅢ期に該当するものであろう。田辺編年のⅢ期はTK217→TK46→TK48→MT21へと変遷するという4小期に分類されているが、犬上川編年第Ⅱ期はその中のTK217若しくはTK46型式に該当するものである可能性が高い。ただ、厳密にはこれらの型式はTK209型式としたものよりもはるかに後出する要素を持っており、直接比較することは困難であり、ヒアタスがあることも否めない。故に、和泉陶邑古窯址群（の編年案）の中で整合的な変遷が認められない可能性があるのである。

最後に犬上川編年第Ⅲ期としたものは田辺編年のTK48～MT21型式に該当するものであると考えられる。ただ、犬上川編年の場合は、杯Bの出現期には既に個体レベルでの退化傾向が顕著であり、ほどなくそれら古相を呈する要素は消滅するのである。地域差と捉えてよい現象であろうか。また、この段階の中で杯Hが甲良町下之郷遺跡SH70で出土している点については従来混入という認識がなされてきたが、実際の和泉陶邑古窯址群TK217号窯（型式ではない）や和泉陶邑古窯址群TK46号窯において一定量が出上している点を踏まえると決して問題のある出土事例ではないと捉えることが出来るのである。





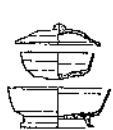
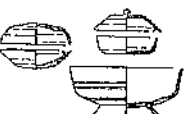

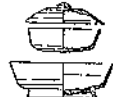



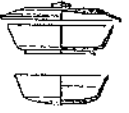
(2)飛鳥・藤原編年（国立奈良文化財研究所編年）  
（文献99）

飛鳥・藤原編年は7世紀に宮が飛鳥・藤原地域に移動してからのものを対象とすることから、必然的に

犬上川編年第Ⅰ段階の古相と中相については該当しないようである。また、編年の基準を須恵器ではなく、土師器を主体として行なわれているということから必ずしも整合するものではないといわれていることから、須恵器のみ抽出して比較の対象としてみよう。

飛鳥・藤原Ⅰ期、Ⅱ期とするものは杯Hと杯Gのセットからなり、犬上川編年Ⅰ段階新相と第Ⅱ段階が該当するものと思われる。しかし、両者は前述のように構成原理が異なるという点から必ずしも整合することはない。

飛鳥・藤原Ⅲ期とするものは、杯Bのセットの出現と杯Hの消滅をメルクマールとしているが、おそらくは犬上川編年とは厳密には対応しない。和泉陶邑古窯址群のTK217号窯やTK46号窯、並びに犬上川編年Ⅲ段階古相においては、概ね同時期であると判断できるにもかかわらず（量的には確かに減少

	畿 内	
	和 泉	大 和
Ⅱ 期	 TK209	
Ⅲ 期	 TK217(古)	 飛鳥Ⅰ
	 TK217(新)	 飛鳥Ⅱ
	 TK46	 飛鳥Ⅲ
	 TK48	 飛鳥Ⅳ
	 MT21	 飛鳥Ⅴ

(田辺昭三案を改変)

(西弘海案)

図2 7世紀初頭～8世紀初頭の須恵器編年



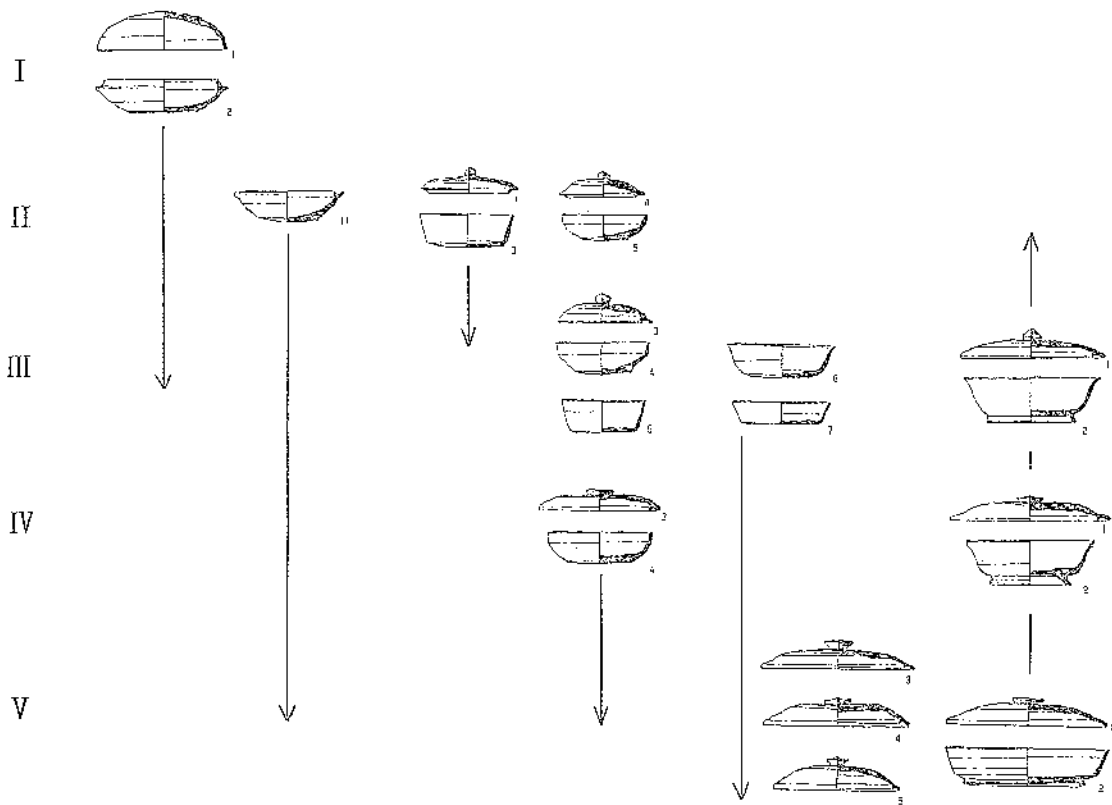


図3 瀬田丘陵での須恵器編年

傾向にあるが) 須恵器杯Hが存在している。これは地域差表現しているのであろうか。また、前述したように、犬上川編年Ⅲ段階古相で出現する杯Bのセットは既に退化傾向を示しており飛鳥・藤原地域や和泉陶邑古窯址群での編年と齟齬が生じている。これも地域差を表現しているのであろうか。

飛鳥・藤原4期とするものは、実は犬上川編年Ⅲ段階古相はこの段階に該当する可能性の方が高いと考えている。甲良町下之郷遺跡S H70出土の杯Bの蓋端部は折り返しが見られ、かえり消滅後の特徴を備えている。飛鳥・藤原地域において杯Bの蓋にかえりが消滅しはじめるのはこの段階であるということ併行する根拠にしている。

### (3) 瀬田丘陵編年

瀬田丘陵においては消費地資料と、主として生産地資料での編年試案の構成が可能である。詳細なものについては後日提示する予定であるが、とりあえず、滋賀県地域内での比較ということで提示したい。第Ⅰ段階としては、大津市山ノ神古窯灰原下層(文献81)の一群を(仮定的に)指標とする。杯Hを主

体とするもので、法量的、調整方法の点から犬上川編年第Ⅰ段階新相と内容的に近似することから併行関係を想定する。

第Ⅱ段階としては、杯Hと杯Gを主体とする大津市横尾山古墳群(文献66)出土の一群を指標とする。窯跡資料に良好なものが無い為に大津市横尾山古墳群出土の上器群から抽出した。更に形態・調整方法の点から先行する可能性の高い大津市太敷塚8号墳(文献82)の資料をそれにあてたい。未発見の窯跡が存在すると想定してこれらを以って一つの段階を構成する。個々の形態変化から古・新の2相に細分することが可能である。犬上川編年との対応関係としては古相を呈するものがⅡ段階古相に、新相として捉えたものがⅡ段階新相に対応するであろう。ただ、この段階の良好な資料が乏しい為に若干の修正の余地を持っている。

Ⅲ段階としては大津市山ノ神古窯灰原中・上層(文献81)、草津市登山古窯最終操業床面(文献160)を指標とする。ここでは杯Hは基本的に見られず、杯Bと杯A、杯Gが主体を成す。ただ、個体

レベルで形態変化の確認できる草津市笠山古窯採集操業床面出土遺物については杯Gが減少傾向を辿る。犬上川編年には厳密には対応しないが、(杯Gの) 個体レベルでみる限りにおいてはⅡ段階新相が対応する可能性がある。

第Ⅳ段階としては草津市観音堂古窯(文献174)、草津市木瓜原古窯(文献65)を指標とする。ここでは杯Bと杯Aで構成されるという点では前段階との相違点はないのであるが、主として杯Bの蓋のかえりが消滅する時点を以ってこの段階を設定している。窯毎に、また操業毎にかえり付き蓋が数量を減じていることが明らかとなっている。犬上川編年に対応させるとⅢ段階古相にあたる。

#### (4) 犬上川編年の問題点

ここでは犬上川編年の問題点についてふれ、小稿の結びとしたい。

犬上川編年のⅠ段階の新相としたものが、和泉陶邑古窯址群編年や飛鳥・藤原編年とどのように対応するのが問題となる(瀬田丘陵古窯址群の資料を主体とする編年案とは大きな差異は生じないのであるが…)。対応関係がはっきりしない以上、残念ながら実年代の付与についても不問としなければならない。ただ現時点では、西暦600年頃を前後とする時期にⅠ群新相の実年代があると考えておきたい。それに先行するⅠ段階中相と古相については実年代を付与する資料が無いことから、これ以上の追求は避けたいが、概ね6世紀中葉から後葉を中心とする時期であると考えておきたい。

犬上川編年において、実年代以外で最も問題となるのが須恵器杯Bの出現期についてである。須恵器杯Bは犬上川編年Ⅲ期古相においてはじめて出現するが、前述したように既に初現期にもではなく、かえりが消失した段階のものである可能性が高い。つまり、第Ⅲ期古相以前に須恵器杯Bが出現していることとなる。これについては瀬田丘陵編年についてみると、瀬田丘陵第Ⅲ段階とした資料から杯Bが主体的に出現する。この段階で供伴する杯Gの形態をみると、犬上川編年第Ⅱ段階新相の形態に類似する。つまり、犬上川扇状地においては犬上川編年Ⅱ段階に杯Bが出現せず、一段階遅れて犬上川編年Ⅲ段階古相において出現すると考えることが出来

るのである。実際、滋賀県下における窯跡出土資料をみる限りにおいてはかえり付きの杯B(定型なものの中で初現期のもの)は、瀬田丘陵古窯址群(大津市山ノ神古窯、草津市笠山古窯)のみで確実なものがあり、可能性としては美園古窯址群(栗東町山田窯跡)が挙げられるほかには確実な資料はない。滋賀県下の資料の中で大半はかえり付き蓋を持つ杯Bのみで占められる資料は一部の地域を除いて存在しないといってもよいのではないだろうか。無批判に須恵器杯Bの存在を以って7世紀後半代と考えるのは問題があり、それより一段階後出する資料である可能性もある。同時に、本来7世紀後半代の資料とすべきものが、杯Gのみ(杯Hが供伴する事例もある)で構成されることから7世紀中頃の所産であると判断してしまうこともあり得るのである。組成のみではなく、個々の遺物の検討も重要となるのである。

また、須恵器杯Hの存在についてもふれておきたい。杯Hは従来の編年案においては7世紀前半代のものであるとの理解がなされてきた。しかし、犬上川編年においては第Ⅲ段階古相にまで供伴する事例がある。その他の地域においても須恵器杯Hが供伴する資料がある。実際和泉陶邑古窯址群においても基準資料としてのTK217号窯やTK46号窯においては須恵器杯Hが須恵器杯Bに供伴している。つまり、従来須恵器杯Hが主体的に存在するのは確かに7世紀前半代の資料であるが、杯Bが7世紀前半代に廻り得ない以上、7世紀後半代においても実際に存在することも認めなければならないのである。この点から須恵器杯Hが存在しているからといって7世紀前半代の所産と判断することについては問題があるといわざるをえない。

更に、須恵器杯Hについては、法量で推移するという考え方がなされてきたが、実際には、法量の大きなものから小さいものへという大きな傾向を認めることは出来るものの、厳密には、法量は多様化を示している。ここで編年案の軸としたものは、前述の傾向を踏まえてはいるものの、必ずしも対応しない資料が散見するが、供伴資料によって編年的位置付けについて判断した。逆にいうと須恵器杯H単体で出土している場合にはある程度の時間幅を以って

捉えざるを得ないと考えている。

最後に実年代の問題についてふれてみよう。

まず取り上げるのは、所謂豊浦寺式の軒瓦を生産していた京都府隼上り窯跡出土の土器群の位置付けについてである。奈良県豊浦寺の創建時に葺かれていたであろう豊浦寺式軒瓦を生産していたことから、隼上り窯跡の操業年代は7世紀初頭に遡るものと考えられており、そこで共に生産されていた須恵器についても3つの段階で捉える編年案(文献166)が提示されていたが、資料操作の問題から一型式の時間幅の中で捉えることが妥当であると判断できる。かつ、豊浦寺自体からは、金堂、講堂からの豊浦寺式の軒瓦の出土は殆ど無く、飛鳥寺式軒瓦が主体的に出土しており、これらの土器群が文献史料にある7世紀初頭の創建年代に対応するものではないと判断した。また、豊浦寺が蘇我氏との関りで捉えられる寺院であることから蘇我本宗家滅亡の645年以降には操業を行ない得ないと判断し、隼上り窯跡の操業の下限とする意見があるが、瓦の生産が全て豊浦寺に供給する為に行なわれていたかを判断するには隼上り窯跡出土の瓦と豊浦寺出土瓦の対応関係が無関係ではないと判断できるものの、詳細については些か心許ない。つまり、操業の下限についても定点は存在しない。この点から従来設定されていた隼上り窯跡の操業の上限と下限はともに定点を失うこととなる。ただ、これらの出土遺物は犬上川編年

のII段階古相に対応すると考えられるものである。少なくとも、7世紀前半代に遡るものではないという点のみ明らかにしておきたい。

最後に、杯B・Gの蓋のかえり消失の時期であるが、藤原宮関連遺構から出土するものに、かえりの消失したものが見受けられる。この点から少なくとも上限は7世紀末にあるとみてよい。ならばかえりは何時まで残存する可能性があるのだろうか。草津市木瓜原遺跡では、須恵器・土師器のほぼ同時期の生産が確認されており、かえりを持つ須恵器蓋がわずかに操業の前半期にみられるが、ここでは平城Ⅲ期に併行する土師器が操業の後半期に供伴するのである。つまり、かえりを持つ蓋の存在のみを以て、7世紀代と考えることは困難であり、Ⅲ段階古相とした下之郷S H70例も700年を前後する時期の所産であろうが、むしろ8世紀の前半まで年代を降らせる必要があるかもしれない。

資料が増加すると、編年案の蓋然性はより高まるものである。当該地域における開発関連の発掘調査は既に終息を迎えつつある。今後の資料の大幅な増加は残念ながら見込めないが、他地域の資料との比較によって、本資料群並びに本編年試案の位置付けを再度行うこととしたい。資料の実見にあたっては関係諸機関及び諸氏の御協力を得た。文末ではあるが、謝意を表しておきたい。

## 編 集 後 記

『紀要』の第10号をお届けいたします。

本号には多数の寄稿をいただいたため、紙幅の関係上、体裁を若干変えざるをえなくなりました。見にくい点等があらうかと思いますが、どうか御了承下さい。

さて、本号をもって、この『紀要』も10歳を迎える事になりました。ここに至る間には、多くの方々の御指導・御協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。今後とも職員の研究活動の拠点として、さらに研鑽をつんでいきたいと考えておりますので、皆様からの積極的な御叱正・御鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(T・M、T・T)

平成9年3月

## 紀 要 第10号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会  
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2  
TEL:(0775-48-9780)  
印刷・製本：明文舎印刷商事株式会社  
滋賀県長浜市森町中久保386